

# 約款・規定集(個人のお客様用)新旧対照表

平成27年9月

平成27年10月1日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
<b>個人情報の保護に関する基本方針</b>	
<p>2. 関係法令等の遵守            当社は、お客様との絆、社会のみなさまとの絆を大切に証券会社として、みなさまの個人情報および個人番号(以下、個人情報等といいます)を大切に保護します。            当社は、みなさまの個人情報等を大切に保護することが企業活動を行う当社に課せられた社会的責務であることを深く自覚し、<u>個人情報等の保護に関する法令等およびこの基本方針をすべての従業員が遵守すること、全社をあげて個人情報等の適切な取扱いに務めることを宣言します。</u></p> <p>3. 個人情報等の利用目的            当社は、以下に掲げる事業内容において、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱うこととし、この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。また、当社は、合理的と認められる範囲を超えて個人情報の利用目的を変更しません。<u>個人番号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます)等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取り扱うこととします。</u>            (事業内容)            (1)～(3) (省 略)            (利用目的)            (1)～(13) (省 略)  <u>(14)前各号の個人情報の利用目的にかかわらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」に限り利用いたします。</u>            なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等に基づき、個人のお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しません。</p> <p>4. 個人データの共同利用            当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。            4-1 当社グループ内における共同利用            (1)共同して利用される個人データの項目(個人番号を除く)            (省 略)            (2)～(4) (省 略)            4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用            (1)共同して利用される個人データの項目(個人番号を除く)            (省 略)            (2)～(4) (省 略)</p> <p>6. 個人情報の適正な取得</p>	<p>2. 関係法令等の遵守            当社は、お客様との絆、社会のみなさまとの絆を大切に証券会社として、みなさまの個人情報を大切に保護します。            当社は、みなさまの個人情報を大切に保護することが企業活動を行う当社に課せられた社会的責務であることを深く自覚し、<u>個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令等およびこの基本方針をすべての従業員が遵守すること、全社をあげて個人情報の適切な取扱いに務めることを宣言します。</u></p> <p>3. 個人情報の利用目的            当社は、以下に掲げる事業内容において、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱うこととし、この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。また、当社は、合理的と認められる範囲を超えて個人情報の利用目的を変更しません。</p> <p>(事業内容)            (1)～(3) (省 略)            (利用目的)            (1)～(13) (省 略)            (新 設)</p> <p>なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等に基づき、個人のお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しません。</p> <p>4. 個人データの共同利用            当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。            4-1 当社グループ内における共同利用            (1)共同して利用される個人データの項目            (省 略)            (2)～(4) (省 略)            4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用            (1)共同して利用される個人データの項目            (省 略)            (2)～(4) (省 略)</p> <p>6. 個人情報の適正な取得</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>(1)当社は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得しません。</p> <p>(2)当社は、第三者から個人情報等を取得するに際しては、ご本人の利益を不当に侵害しません。また、個人情報等の不正取得等の不正な行為を行っている第三者から、その情報が漏えいされた個人情報等であること等を知った上で情報を取得しません。</p> <p>(3)当社が取得する個人情報等の取得元または取得方法には、以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設申込書、各種届出書、アンケート等、お客様に書面に直接記入していただく、またはインターネットを通じて画面に直接入力していただく方法により取得する</li> <li>・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きすることにより個人情報を取得する</li> <li>・音声の録音、画像の録画、電子メールの受信、ホームページまたは当社から送信した電子メール上のアクセス記録・操作記録等により取得する</li> <li>・官報、新聞、雑誌、インターネット等に掲載された情報から取得する</li> <li>・データベースサービス事業者等の第三者から個人情報を取得する <u>上記にかかわらず、個人番号については、番号法等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取得します。</u></li> </ul> <p>(4)当社が求める個人情報等をご提供いただけないときは、当社のサービスの全部または一部をご利用いただけないことがあります。</p>	<p>(1)当社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。</p> <p>(2)当社は、第三者から個人情報等を取得するに際しては、ご本人の利益を不当に侵害しません。また、個人情報の不正取得等の不正な行為を行っている第三者から、その情報が漏えいされた個人情報であること等を知った上で情報を取得しません。</p> <p>(3)当社が取得する個人情報の取得元または取得方法には、以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設申込書、各種届出書、アンケート等、お客様に書面に直接記入していただく、またはインターネットを通じて画面に直接入力していただく方法により取得する</li> <li>・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きすることにより個人情報を取得する</li> <li>・音声の録音、画像の録画、電子メールの受信、ホームページまたは当社から送信した電子メール上のアクセス記録・操作記録等により取得する</li> <li>・官報、新聞、雑誌、インターネット等に掲載された情報から取得する</li> <li>・データベースサービス事業者等の第三者から個人情報を取得する</li> </ul> <p>(4)当社が求める個人情報をご提供いただけないときは、当社のサービスの全部または一部をご利用いただけないことがあります。</p>
<p>7. 個人情報等を取得する際の利用目的の通知・公表・明示</p> <p>当社は、個人情報等の利用目的を、ホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。</p> <p>当社は、個人情報等を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的をご本人に通知しまたは公表します。</p> <p>当社は、ご本人から直接書面に記載されたご本人の個人情報等を取得するときは、あらかじめその利用目的を明示します。特に信用取引、発行日決済取引または保護預り有価証券の担保貸付を行うに際して個人情報を取得するときには、利用目的についてご本人の同意を得るよう努めます。</p>	<p>7. 個人情報を取得する際の利用目的の通知・公表・明示</p> <p>当社は、個人情報の利用目的を、ホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。</p> <p>当社は、個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的をご本人に通知しまたは公表します。</p> <p>当社は、ご本人から直接書面に記載されたご本人の個人情報を取得するときは、あらかじめその利用目的を明示します。特に信用取引、発行日決済取引または保護預り有価証券の担保貸付を行うに際して個人情報を取得するときには、利用目的についてご本人の同意を得るよう努めます。</p>
<p>9. 個人データの安全管理措置</p> <p>当社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じます。<u>必要かつ適切な措置は、個人番号の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人番号の安全管理の措置を含みます。</u></p>	<p>9. 個人データの安全管理措置</p> <p>当社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じます。<u>必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた以下の措置を含みます。</u></p>
<p>(1)～(3) (削 除)</p>	<p>(1)組織的安全管理措置 — 個人データの安全管理措置について従業員の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を実施します。</p> <p>(2)人的安全管理措置 — 従業員と個人データの非開示契約等の締結および従業員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。</p> <p>(3)技術的安全管理措置 — 個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御および情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置を講じます。</p>
<p>10. 個人データの第三者への提供</p> <p>当社は、以下に掲げる場合を除き、個人データを第三者に提供しません。</p> <p>(1)～(8) (省 略)</p> <p><u>特定個人情報については、当社は、番号法等に基づき、番号法等の関係法令等により許される場合を除き、第三者に提供しません。</u></p>	<p>10. 個人データの第三者への提供</p> <p>当社は、以下に掲げる場合を除き、個人データを第三者に提供しません。</p> <p>(1)～(8) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
<p>11. 個人データの取扱いの委託</p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を外部委託しております。</p> <p>当社は、個人データの取扱いの全部または一部を委託するときは、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。</p> <p>当社が個人データの取扱いを外部委託している業務には、以下のようなものがあります。</p>	<p>11. 個人データの取扱いの委託</p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を外部委託しております。</p> <p>当社は、個人データの取扱いの全部または一部を委託するときは、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。</p> <p>当社が個人データの取扱いを外部委託している業務には、以下のようなものがあります。</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>・証券事務処理に関する業務(書類の保存・保管を含む)  ・お客様にお送りするための書面の印刷または発送業務  ・情報システムの運用・保守に関する業務  ・金融商品仲介業務</p> <p>13. 個人情報等の取扱いに関するお問い合わせや苦情等の窓口  当社は、個人情報等の取扱いに関するお問い合わせや苦情等に適切に対応します。個人情報等の取扱いに関するお問い合わせや苦情等は、以下にて承ります。  (省 略)</p> <p>16. 用語について  この基本方針における用語は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2)「個人番号」とは、番号法により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものも含みます)をいいます。</u></p> <p><u>(3)「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。</u></p> <p><u>(4)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機等を用いて検索できるように体系的に構成したものをいいます。</u></p> <p><u>(5)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。</u></p> <p><u>(6)「保有個人データ」とは、当社が、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてを行う権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの、または6ヶ月以内に消去(更新することは除く)することとなるもの以外のものをいいます。</u></p> <p><u>(7)「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいいます。</u></p> <p><u>(8)「従業者」とは、当社の組織内にあつて直接または間接に当社の指揮監督を受けて当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者(執行役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、当社との間の雇用関係にない者(取締役、監査役、派遣社員等)も含まれます。</u></p> <p style="text-align: right;">この基本方針の更新履歴 平成27年10月5日更新</p>	<p>・証券事務処理に関する業務(書類の保存・保管を含む)  ・お客様にお送りするための書面の印刷または発送業務  ・情報システムの運用・保守に関する業務</p> <p>13. 個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等の窓口  当社は、個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等に適切に対応します。個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等は、以下にて承ります。  (省 略)</p> <p>16. 用語について  この基本方針における用語は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(2)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機等を用いて検索できるように体系的に構成したものをいいます。</u></p> <p><u>(3)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。</u></p> <p><u>(4)「保有個人データ」とは、当社が、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてを行う権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの、または6ヶ月以内に消去(更新することは除く)することとなるもの以外のものをいいます。</u></p> <p><u>(5)「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいいます。</u></p> <p><u>(6)「従業者」とは、当社の組織内にあつて直接または間接に当社の指揮監督を受けて当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者(執行役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、当社との間の雇用関係にない者(取締役、監査役、派遣社員等)も含まれます。</u></p> <p style="text-align: right;">この基本方針の更新履歴 平成26年10月31日更新</p>
<b>証券取引約款</b>	
第2章 申込み方法等	
<p>第3条の2の2(個人番号の届出および番号確認)</p> <p>(1) お客様には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令等の規定に従い、お客様が有価証券等の取引に関する口座を開設されるとき、個人番号が初めて通知されたときその他関係法令等が定める場合に、お客様の個人番号を当社に届け出ていただきます。</p> <p><u>(2) 当社は、番号法、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令等に従い、お客様から届け出ていただいた個人番号の確認をさせていただきます。</u></p>	<p>(新 設)</p>
第6章 振替有価証券の取引	
<p>第40条の2(加入者情報の振替受益権の発行者または受託者への通知の同意)</p> <p>当社は、お客様の振替決済口座に有価証券信託受益証券の振替受益権に係る記載または記録が行われている場合であつて、お客様が当該振替受益権に係る配当所得につき我が国が締結している租税条約に定める軽減税率の適用を受けるために必要なときは、当該軽減税率の適用に必要なお客様の情報が、当該振替受益権の発行者または受託者に対して通知されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第54条(振替先口座等の照会)</p> <p>(1) (省 略)</p>	<p>第54条(振替先口座等の照会)</p> <p>(1) (省 略)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>(2) お客様が振替有価証券の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新株投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p><u>第64条の2(特定個人情報の提供)</u>  <u>当社は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。以下この条において同じです。)</u>の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、<u>当社の上位機関である振替機関の業務規程の定めるところにより、当該振替機関に対し、お客様の特定個人情報(金融庁長官が定めるものに限ります。)</u>を提供いたします。</p>	<p>(2) お客様が振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
<b>第8章 株式累積投資</b>	
<p><u>第89条(配当金・増資・株式分割などの権利処理)</u>  (1)～(2) (省 略)  (3) 上記(2)において当社が買取する当該新株予約権の買取価額は、次に掲げる算式により算出された価額とします。  (4)～(11) (省 略)</p> <p><u>第91条(選定銘柄の除外)</u>  (1)① (省 略)  ② 当該選定銘柄が上場廃止となったとき  ③～④ (省 略)  (2) (省 略)</p>	<p><u>第89条(配当金・増資・株式分割等諸権利処理)</u>  (1)～(2) (省 略)  (3) 上記(2)において当社が買取する当該新株予約権の買取価額は下の算式により算出された価額とします。  (4)～(11) (省 略)</p> <p><u>第91条(選定銘柄の除外)</u>  (1)① (省 略)  ② 当該選定銘柄が上場廃止となったとき  ③～④ (省 略)  (2) (省 略)</p>
<b>第12章 証券総合口座</b>	
<p><u>第103条(自動買付)</u>  (1) (省 略)  (2) 当社は、上記(1)の場合のほか、当社におけるお客様の口座に入金があったとき(お客様が有価証券等の買付代金の支払いのため入金を行った場合を含みます。)は、とくにお客様からの申し出がない限り当該入金日に当該入金金額を日興MRF累投口に払込む申込がお客様からあったものとして取扱い、当社所定の方法により翌営業日までに当該累投口に払込み買付を行います。ただし、お客様の保護預り証券または振替有価証券について、差押えその他の法令の規定により処分その他の制限を受けた場合はこの限りではありません。  (3)～(6) (省 略)</p> <p><u>第104条(自動換金)</u>  (1) 当社は、お客様の有価証券等の買付代金その他当社においてお客様が支払うべき金銭に不足が生じる場合には、日興MRF累投口における換金の申込があったものとして取扱い、当該累投口において換金手続を行いその不足分に充当いたします。ただし、お客様の保護預り証券または振替有価証券について、差押えその他の法令の規定により処分その他の制限を受けた場合はこの限りではありません。  (2) (省 略)</p>	<p><u>第103条(自動買付)</u>  (1) (省 略)  (2) 当社は、上記(1)の場合のほか、当社におけるお客様の口座に入金があったとき(お客様が有価証券等の買付代金の支払いのため入金を行った場合を含みます。)は、とくにお客様からの申し出がない限り当該入金日に当該入金金額を日興MRF累投口に払込む申込がお客様からあったものとして取扱い、当社所定の方法により翌営業日までに当該累投口に払込み買付を行います。  (3)～(6) (省 略)</p> <p><u>第104条(自動換金)</u>  (1) 当社は、お客様の有価証券等の買付代金その他当社においてお客様が支払うべき金銭に不足が生じる場合には、日興MRF累投口における換金の申込があったものとして取扱い、当該累投口において換金手続を行いその不足分に充当いたします。  (2) (省 略)</p>
<b>第19章 雑則</b>	
<p><u>第165条(取扱いの停止または解約)</u>  (1) (省 略)  ① お客様から解約のお申出があった場合。ただし、お客様が次のいずれかに該当するときは除きます。  イ. 融資等の契約に基づき有価証券等に担保が設定されているとき  ロ. 他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者または反対新投資口予約権者であるとき  ②～⑧ (省 略)  ⑨ お客様が死亡したことを当社が確認した場合または失踪宣告を受</p>	<p><u>第165条(取扱いの停止または解約)</u>  (1) (省 略)  ① お客様から解約のお申出があった場合(融資等の契約に基づき有価証券等に担保が設定されている場合を除きます)。  ②～⑧ (省 略)  (新 設)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>けた場合であって、かつ、有価証券等の残高がない場合。</p> <p>(2)～(8) (省 略)</p> <p><u>(9) お客様が当社に対する債務(有価証券等の買付代金の支払い債務等の証券取引にかかる債務に限らず、その他の証券取引以外で生じた債務を含む一切の債務)の履行を怠っている場合、当社は、お客様からの保護預り証券の返還もしくは移管の請求または振替有価証券の振替の申請をお受けしないことがあります。</u></p> <p>第167条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 氏名、住所、<u>個人番号</u>その他当社へのお申し出事項およびお届印の変更(お届印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のお申し出があった場合は、当社は、住民票の写し、戸籍抄本、印鑑証明書そのほか必要と認める書類などをご提出または<u>個人番号カード</u>をご提示いただくことがあります。 この場合、印鑑証明書のご提出ができないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出いただきます。</p> <p>(4)～(7) (省 略)</p> <p>附則 (改定後の本約款の規定の適用)</p> <p>第1条 (1)平成27年10月1日付け改定による変更後の規定は、同日から適用されます。 (2)前項の規定にかかわらず、<u>個人番号</u>に関する改正後の第3条の2の2、第64条の2および第167条の規定は、平成28年1月1日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月1日改定</p>	<p>(2)～(8) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第167条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 氏名、住所、生年月日、その他当社へのお申し出事項およびお届印の変更(お届印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のお申し出があった場合は、当社は、住民票、戸籍抄本、印鑑証明書そのほか必要と認める書類などをご提出いただくことがあります。 この場合、印鑑証明書のご提出ができないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出いただきます。</p> <p>(4)～(7) (省 略)</p> <p>附則 口座管理料に関する変更箇所については、お客様の計算期間満了後より適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日改定</p>
<b>外国証券取引口座約款</b>	
第4章 雑則	
<p>(削 除)</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月1日改定</p>	<p>附則 <u>口座管理料に関する変更箇所については、お客様の計算期間満了後より適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日改定</p>
<b>特定口座約款</b>	
附則	
<p>(特定公社債等の特定口座への受入れに関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、平成27年10月2日において特定口座を開設されているお客様に対し、<u>租税特別措置法(平成25年法律第5号)附則第44条第2項の規定に基づく平成28年1月1日においてお客様が当社の口座で有する特定公社債および公募公社債投資信託受益権(以下「特定公社債等」といいます。)</u>のうち同項第1号に掲げる特定取得上場株式等および同項第2号に掲げる一般取得上場株式等に該当するものの特定口座への受入れに関する通知書をお送りします。これに対し、お客様から平成27年12月で当社が別途定める日までに当該通知書に同封する不同意書を当社に提出されないときは、お客様から<u>租税特別措置法施行令(平成25年政令第169号)附則第7条第5項に基づく依頼があったものとして取り扱います。</u>その場合、平成28年1月1日においてお客様が特定口座以外の口座に有するものとして確定している特定公社債等のうち特定取得上場株式等および一般取得上場株式等に該当するものすべてを同日にお客様の特定口座に受け入れるものとします。</p> <p>2 平成27年10月2日において当社に特定口座を開設されていないお客様の場合、同年10月3日から同年12月で当社が別途定める日までの期間において、特定口座開設届出書を提出されるときは、当該届出書の提出をもって、<u>租税特別措置法(平成25年法律第5号)附則第44条第2項および租税特別措置法施行令(平成25年政令第169号)附則第7条第5項に基づく当社への依頼があったものとして取扱い、</u>お客様が平成28年1月1日において有するものとして確定している特定取得上場株式等および一般取得上場株式等に該当する特定公社債等のすべてを同日に特定口座に受け入れるものとします。ただし、お客様が平成27年12月で当社が別途定める日までに不同意</p>	

改定後(新)	改定前(旧)
<p>書を提出される場合は、この限りではありません。</p> <p>3 前各項の規定は、平成27年10月2日において、お客様が当社の口座において有する特定公社債等に租税特別措置法施行令(平成25年政令第169号)附則第7条第13項に定める特定相続上場株式等または一般相続上場株式等に該当しうるものが含まれている場合には、適用しないものとします。その場合、お客様が平成28年1月1日において特定口座以外の口座に有するものとして確定している特定公社債等のうち特定取得上場株式等および一般取得上場株式等に該当するもの(特定相続上場株式等および一般相続上場株式等も含まれます。)のすべてを特定口座に受け入れることを希望される場合は、当社所定の方法により当社に依頼していただきます。</p> <p>4 特定取得上場株式等および一般取得上場株式等(特定相続上場株式等および一般相続上場株式等も含まれます。)に該当しうる特定公社債等のうち、当社においてその取得日、取得価額等の管理がなされていないものは、前各項に定める特定口座への受入れの対象とはなりません。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定により平成28年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している日々決算型投資信託の受益権を有するお客様の場合、同日前に取得の約定をし、同日以後に受渡しがなされる日々決算型投資信託の受益権の取得は、特定口座約款第5条第1項の規定にかかわらず、すべて特定口座を通じた取得として取り扱います。</p> <p>6 第1項から第3項までの規定により平成28年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している特定公社債等につき、お客様が同日前に約定し、同日以後に受渡しされる譲渡をされる場合には、特定口座約款第5条第1項の規定にかかわらず、すべて特定口座を通じた譲渡として取り扱います。当社がこの取扱いを行う際、同日前の約定を一般口座で受付、同日以後に当該約定を取消し、改めて特定口座で約定させていただくことがあります。</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月1日改定</p>	<p style="text-align: right;">平成25年10月1日改定</p>

## 特定口座約款

### 第1章 総則

#### (約款の趣旨等)

第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の11の3および第37条の11の6の規定により、お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためにSMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載もしくは記録または当該特定口座における上場株式等の保管の委託および信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号および第3号に規定する要件、当社に開設される特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式配当等の受領について同法第37条の11の6第4項第1号に規定する要件ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場株式等信用取引等契約(第4条に規定する特定信用取引等勘定の申込をしていないお客様については、前者の契約のみとし、同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないものとします。)ならびに上場株式配当等受領委任契約(第2条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客様については、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。)をお客様と締結いたします。

2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ①～② (省 略)  
③上場株式等

租税特別措置法第37条の11第2項各号の規定により定める金融商品取引所に上場されている株式等、公社債および公募投資信託の受益権などをいいます。

- ④特定公社債

#### (約款の趣旨等)

第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の11の3および第37条の11の6の規定により、お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためにSMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載もしくは記録または当該特定口座における上場株式等の保管の委託および信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号および第3号に規定する要件、当社に開設される特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式配当等の受領について同法第37条の11の6第4項第1号に規定する要件ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場株式等信用取引等契約(第4条に規定する特定信用取引等勘定の申込をしていないお客様については、前者の契約のみとし、同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないものとします。)ならびに上場株式配当等受領委任契約(第2条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客様については、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。)をお客様と締結いたします。

2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ①～② (省 略)  
③上場株式等

租税特別措置法第37条の11の3第2項各号の規定により定める金融商品取引所に上場されている株式等および公募株式等証券投資信託の受益権などをいいます。

(新 設)

改定後(新)	改定前(旧)
<p>租税特別措置法第3条第1項第1号に定める特定公社債をいいます。</p> <p>⑤～⑧ (省 略)</p> <p>⑨ 特定保管勘定 上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または特定口座に保管の委託が行われる上場株式等について、当該振替口座簿への記載もしくは記録または当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>⑩ 特定信用取引等勘定 上場株式等信用取引等契約に基づき特定口座において処理される上場株式等の信用取引等について、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>⑪ (省 略)</p> <p>⑫ 上場株式等の配当等 租税特別措置法第8条の4第1項各号に掲げる上場株式等の配当等をいい、上場株式の配当金、特定公社債の利子、公募投資信託の収益分配金などからなります。</p> <p>⑬～⑭ (省 略)</p> <p>⑮ 特定上場株式配当等勘定 上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>⑯ 金融商品取引業者等 第一種金融商品取引業者、金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関および投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいいます。</p>	<p>④～⑦ (省 略)</p> <p>⑧ 特定保管勘定 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または特定口座に保管の委託が行われる上場株式等について、当該振替口座簿への記載もしくは記録または当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>⑨ 特定信用取引等勘定 租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する特定口座において処理される上場株式等の信用取引等について、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>⑩ (省 略)</p> <p>⑪ 上場株式等の配当等 租税特別措置法第8条の4第1項各号に掲げる上場株式等の配当等をいいます。</p> <p>⑫～⑬ (省 略)</p> <p>⑭ 特定上場株式配当等勘定 租税特別措置法第37条の11の6第4項第2号に定める上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>⑮ 金融商品取引業者等 金融商品取引業者、金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関および投資信託委託会社をいいます。</p>
第2章 特定口座における譲渡等に係る所得計算および源泉徴収の特例	
<p>(特定口座の申込方法)</p> <p>第2条 お客様が当社に特定口座の設定を申込みされる際には、あらかじめ、当社に対し、当社所定の方法により、特定口座開設届出書を提出(当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。)していただきます。その際、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号につき確認を受けていただくこととなります。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の11の3第5項の規定により、同項の定める例外を除き、お客様は、当社に対して特定口座開設届出書を重ねて提出し、複数の特定口座を当社に開設することはできません。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。)による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。 また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡等については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までにとくにお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといたします。</p> <p>5 お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。</p> <p>(特定保管勘定における振替口座簿への記録等)</p> <p>第3条 お客様の特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載もしくは記録または上場株式等の保管の委託に関する記録は特定保管勘定において行います。</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p>	<p>(特定口座の申込方法)</p> <p>第2条 お客様が当社に特定口座の設定を申込みされる際には、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出していただきます。</u>その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日およびご住所等につき確認を受けていただくこととなります。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。)による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに当社に対し、<u>租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。</u> また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡等については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までにとくにお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといたします。</p> <p>4 お客様が当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。</u></p> <p>(特定保管勘定における振替口座簿への記録等)</p> <p>第3条 お客様の特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載もしくは記録または上場株式等の保管の委託は特定保管勘定において行います。</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>第5条 (省 略)</p> <p>2 日々決算型投資信託の受益権を当社の口座で保有されているお客様は、前項のお申出の有無にかかわらず、当該受益権を既に保有されている口座区分(一般口座または特定口座)での取引となる場合があります。</p> <p>(所得金額等の計算)</p> <p>第6条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例)、同法第37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第13条および所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第44条ならびにその関係政省令に基づき行われます。</p> <p>2 特定口座における外貨建ての上場株式等の取得、売却、解約および償還等の際に外貨で決済された場合の取得対価の金額および譲渡所得等に係る収入の金額は、外貨で表示されている当該金額につき約定日または償還日における当社が定めるレートにより邦貨に換算した金額といたします。</p> <p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第7条 当社はおお客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文または第29条の3第1項本文の適用を受けて取得をした特定新株予約権等または特定外国新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ おお客様が当社の行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集(⑮)において「有価証券の募集」といいます。)に該当するものに限ります。)により取得した上場株式等または当社の行う同条第4項に規定する売出しに応じて取得した上場株式等</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ おお客様が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等、非課税口座に係る非課税口座内上場株式等もしくは未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等または一般口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または保管の委託がされていた上場株式等(引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または当該口座に保管の委託がされているものに限ります。)で、所定の方法により当社のおお客様の特定口座に移管することにより受け入れるもの(ただし、お客様が特定口座において既に同一銘柄を保有されているときは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号イの定めにより贈与による移管ができない場合があります。)</p> <p>⑥ おお客様が贈与、相続または遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等または一般口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または保管の委託がされていた上場株式等(引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該口座に保管の委託がされているものに限ります。)で、所定の方法により当社のおお客様の特定口座に移管することにより受け入れるもの(ただし、お客様が特定口座において既に同一銘柄を保有されているときは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号イの定めにより贈与による移管ができない場合があります。)</p> <p>⑦ おお客様が、特定口座内保管上場株式等につき、株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑧ おお客様が、当社に開設されている口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当てまたは新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、</p>	<p>第5条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(所得金額等の計算)</p> <p>第6条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例)、同法第37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第13条および第14条ならびにその関係政省令に基づき行われます。</p> <p>(新 設)</p> <p>(特定口座に受入れる上場株式などの範囲)</p> <p>第7条 当社はおお客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ おお客様が当社の行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集(⑭)において「有価証券の募集」といいます。)に該当するものに限ります。)により取得した上場株式等</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ おお客様が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等(引き続き当該特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または当該特定口座に保管の委託がされているものに限ります。)で移管または振替口座簿もしくは「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。)に規定する顧客口座簿に記載または記録による方法で受け入れるもの(ただし、お客様が特定口座において既に同一銘柄を保有されているときは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号イの定めにより贈与による移管ができない場合があります。)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑥ おお客様が、特定口座内保管上場株式等につき、株式の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑦ おお客様が、特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑨お客様が、特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含みます。)(合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式および当該法人の株主等に対する株式または出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものならびに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含む。))により取得する当該合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑩お客様が、特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除く。))により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑪お客様が、特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割(分割法人の株主等に分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの(当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式および当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。))により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑫お客様が、特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親会社の株式もしくは当該株式交換完全親会社の親法人の株式または同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑬お客様が、特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑭お客様が、特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権もしくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利の行使、特定口座内保管上場株式等、非課税口座内上場株式等もしくは未成年者口座内上場株式等である新株予約権の行使、所得税法施行令第84条第1号から第4号までに係る権利の行使または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生もしくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑮お客様が当社の行う有価証券の募集により、または当社から取得をした上場株式等償還特約付債券(社債であって、上場株式等に係る株価指数または当該社債を発行する者以外の者の発行した上場株式等の価格があらかじめ定められた条件を満たした場合に当該社債の償還が当該社債の額面金額に相当する金銭または当該上場株式等で行われる旨の特約が付されたものをいいます。))でその取得の日の翌日から引き続き当社の口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当社の口座において保管の委託がされているものの償還により取得する上場株式等で、当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑯お客様が当社の口座において行った市場デリバティブ取引であるオプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引をいいます。))による権利の行使または義務の履行により取得し</p>	<p>⑧お客様が、特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含みます。)(合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式および当該法人の株主等に対する株式または出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものならびに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含む。))により取得する当該合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑨お客様が、特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除く。))により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、振替口座簿への記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑩お客様が、特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割(分割法人の株主等に分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの(当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式および当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。))により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑪お客様が、特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親会社の株式もしくは当該株式交換完全親会社の親法人の株式または同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑫お客様が、特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑬お客様が、特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権もしくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利の行使または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生もしくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑭お客様が当社の行う有価証券の募集により、または当社から取得をした上場株式等償還特約付債券(社債であって、上場株式等に係る株価指数または当該社債を発行する者以外の者の発行した上場株式等の価格があらかじめ定められた条件を満たした場合に当該社債の償還が当該社債の額面金額に相当する金銭または当該上場株式等で行われる旨の特約が付されたものをいいます。))でその取得の日の翌日から引き続き当社の口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当社の口座において保管の委託がされているものの償還により取得する上場株式等で、当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑮お客様が当社の口座において行った市場デリバティブ取引であるオプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引をいいます。))による権利の行使または義務の履行により取得し</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>た上場株式等で、当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑰ (省 略)</p> <p>⑱ お客様が特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付けた場合において、当該貸付契約(当該特定口座内保管上場株式等がお客様の特定口座から当社の口座に振り替えられ、かつ、貸付期間の終了後直ちに返還される当該特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等のすべてが当社の口座からお客様の特定口座に振り替えられることを約する貸付契約に限ります。)に基づき返還される上場株式等で、お客様の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑲ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、特定口座内保管上場株式等ではない日々決算型投資信託の受益権を当社の一般口座で保有するお客様は、日々決算型投資信託の受益権を取得し、当社に開設されている特定口座に受け入れることができない場合があります。</p>	<p>た上場株式等で、当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>⑰ (省 略)</p> <p>⑱ お客様が特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付けた場合において、当該貸付契約(当該特定口座内保管上場株式等が振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録される方法により当社の口座に振り替えられ、かつ、貸付期間の終了後直ちに返還される当該特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等のすべてが当社の口座から振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録される方法によりお客様の特定口座に振り替えられることを約する貸付契約に限ります。)に基づき返還される上場株式等で、お客様への特定口座への受入れを、振替口座簿または保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録される方法により行うもの</p> <p>⑲ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (新 設)</p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第8条 お客様は、特定保管勘定に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、次の各号に定める方法のいずれかにより行うものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ 租税特別措置法第37条の10第3項または同法37条の11第4項の規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭等の交付が当社を経由して行われる方法</p> <p>⑤ (省 略)</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第8条 お客様は、特定保管勘定に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、次の各号に定める方法のいずれかにより行うものとします。なお、上場株式等の譲渡には、租税特別措置法第37条の10第4項の規定により譲渡とみなされる場合を含みます。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ 租税特別措置法第37条の10第3項または第4項の規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭等の交付が当社を経由して行われる方法</p> <p>⑤ (省 略)</p>
<p>(特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第9条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を当社所定の方法により通知いたします。</p>	<p>(特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第9条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第12項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面により通知いたします。</p>
<p>(特定口座内保管上場株式等の移管)</p> <p>第10条 お客様が、当社以外の金融商品取引業者等(以下この条において「移管元金融商品取引業者等」といいます。)に開設されている特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座において保管の委託がなされている特定口座内保管上場株式等を当社に開設されている特定口座に第7条(特定口座)に受入れる上場株式等の範囲)②に規定する移管をされる場合には、当社は租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより当該移管を行うものとします。その際、お客様には移管元金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。</p>	<p>(特定口座内保管上場株式等の移管)</p> <p>第10条 お客様が、当社以外の金融商品取引業者等(以下この条において「移管元金融商品取引業者等」といいます。)に開設されている特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座において保管の委託がなされている特定口座内保管上場株式等を当社に開設されている特定口座に第7条(特定口座)に受入れる上場株式等の範囲)②に規定する移管をされる場合には、当社は租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項および第12項の定めるところにより当該移管を行うものとします。その際、お客様には移管元金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。</p>
<p>(贈与、相続または遺贈による特定口座への移管による受入れ)</p> <p>第11条 お客様の贈与者、被相続人または包括遺贈者が当社または当社以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座(以下この条において「相続等口座」といいます。)に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座において保管の委託がなされていた特定口座内保管上場株式等(以下この条において「相続上場株式等」といいます。)につき、お客様が当社に開設されている特定口座に第7条(特定口座)に受入れる上場株式等の範囲)⑤および⑥に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当社は租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および同条第15項から第17項までに定めるところにより当該移管による受入れを行うものとします。その際、お客様には相続等口座が開設されている当社または他の金融商品取引業者等に相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定によるお客様の特定口座への日々決算型投資信託の</p>	<p>(贈与、相続または遺贈による特定口座への移管による受入れ)</p> <p>第11条 お客様の贈与者、被相続人または包括遺贈者が当社または当社以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座(以下この条において「相続等口座」といいます。)に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座において保管の委託がなされていた特定口座内保管上場株式等(以下この条において「相続上場株式等」といいます。)につき、お客様が当社に開設されている特定口座に第7条(特定口座)に受入れる上場株式等の範囲)⑤に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当社は租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号または第4号および同条第16項から第18項までに定めるところにより当該移管による受入れを行うものとします。その際、お客様には相続等口座が開設されている当社または他の金融商品取引業者等に相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (新 設)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>受益権の移管による受入れに関しては、お客様の被相続人または包括遺贈者の当社に開設していた特定口座で解約し、当該解約代金をお客様の口座へ移管後、同一銘柄をお客様の特定口座において取得していただく方法による場合があります。</p> <p>(特定口座年間取引報告書の送付) 第12条 (省 略)</p> <p>2 第15条(特定口座の廃止等)によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付) 第12条の2 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額等を記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。</p> <p>(地方税の徴収方法等) 第13条 (省 略)</p> <p>2 当社は、お客様の特定口座で発生した外貨決済に係る特定口座源泉徴収税(前項に定める株式等譲渡所得割を含みます。)について、当社が必要と考える場合にはお客様の外貨預り金を円貨へ振替えたうえで源泉徴収を行うことがあります。なお、この場合の外貨と円貨の振替に伴う交換レート、振替金額および振替時期については、当社が定める基準により行います。</p>	<p>(特定口座年間取引報告書の送付) 第12条 (省 略)</p> <p>2 第15条(特定口座の廃止)によりこの契約が解約されたとき(同条第1項⑥に該当し解約されたときを除きます。)は、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(地方税の徴収方法) 第13条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
<b>第3章 源泉徴収選択口座内配当等の所得計算および源泉徴収等の特例</b>	
<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) 第13条の2 (省 略)</p> <p>① <u>租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)</u>で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>②～④ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出) 第13条の3 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日以前の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日以前の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>(所得金額等の計算) 第13条の5 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。</p>	<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) 第13条の2 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出) 第13条の3 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日以前の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日以前の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>(所得金額等の計算) 第13条の5 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。</p>
<b>第4章 雑則</b>	
<p>(届出事項の変更) 第14条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その提出がご氏名、ご住所もしくは個人番号の変更または個人番号の通知に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、<u>個人番号カード</u>その他一定の書類を提示し、確認を受けていただくものとします。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(届出事項の変更) 第14条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その変更がご氏名またはご住所に係るものときは、お客様は住民票の写し、<u>印鑑証明書</u>、<u>運転免許証</u>その他一定の書類を提示し、確認を受けていただくものとします。</p> <p>2 (省 略)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>(特定口座の廃止等)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③お客様がこの約款の規定に違反し、当社からの是正の要請に応じていただけない場合、<u>当社の証券取引約款の規定に基づきお客様の証券総合口座が廃止となった場合等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>④～⑤ (省 略)</p> <p>⑥お客様の特定口座において特定口座内保管上場株式等および決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった状態が3年以上の期間にわたり継続した場合であって、<u>当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>2 お客様が当社に開設している特定口座が第2条第2項の規定に抵触することが判明した場合、その是正のため、お客様の特定口座に関する当社からの要請(一部の特定口座の廃止を含みます。)に応じていただく場合があります。</p> <p>(出国口座等)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 出国前に当社の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座に保管の委託をされていた日々決算型投資信託の受益権の出国口座への移管および帰国後に当社に再び開設される特定口座へ移管する場合は、その都度解約代金を移管し改めて買付いただく場合があります。</p>	<p>(特定口座の廃止等)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③やむを得ない事由により、<u>当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>④～⑤ (省 略)</p> <p>⑥お客様の特定口座において特定口座内保管上場株式等および決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった状態が3年以上の期間にわたり継続した場合、<u>この場合、当社は、当社所定の方法によりお客様の特定口座を廃止することができるものとします。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(出国口座等)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
附則	
<p>(改定後の本約款の規定の適用)</p> <p>第2条 平成28年1月1日付け改定による変更後の規定は、同日から適用されます。なお特定口座での取引に関しては、同日以後の受渡しが行われるものから適用されます。また、第2条(特定口座の申込方法)第1項の規定は、当社におけるお客様からの特定口座開設届出書の正式な受理が同日以後となるものから適用されます。</p>	<p>(新 設)</p>
平成28年1月1日(附則第1条は平成27年10月1日改定)	平成27年10月1日改定
<b>特定管理口座約款</b>	
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、お客様がSMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)に設定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(特定管理口座の申込方法)</p> <p>第2条 お客様が、当社に特定管理口座の開設を申し込むに際して、<u>当社所定の方法により、特定管理口座開設届出書を提出(当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。)</u>していただきます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(特定管理口座における振替口座簿への記録等)</p> <p>第3条 お客様が当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合には、上場株式等に該当しなくなった当該内国法人の株式または公社債(以下「特定管理株式等」といいます。)の特定管理口座に係る振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。)への記載もしくは記録または当該特定管理口座への保管の委託は、とくにお申出がない限り、お客様の特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日後引き続きお客様の特定管理口座において行います。</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第4条 お客様は、特定管理口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法または当社に対して譲渡する方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様は、原則、当社に対して、特定管</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の10の2第1項の規定により、お客様がSMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)に設定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(特定管理口座の申込方法)</p> <p>第2条 お客様が、当社に特定管理口座の開設を申し込むに際しては、<u>当社に対して、特定管理口座開設届出書を提出していただきます。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(特定管理口座における振替口座簿への記録等)</p> <p>第3条 お客様が当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合には、上場株式等に該当しなくなった当該内国法人の株式(以下「特定管理株式」といいます。)の特定管理口座に係る振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。)への記載もしくは記録または当該特定管理口座への保管の委託は、とくにお申出がない限り、お客様の特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日後引き続きお客様の特定管理口座において行います。</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第4条 お客様は、特定管理口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法または当社に対して譲渡する方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様は、原則、当社に対して、特定管</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>理株式等の売委託の注文または当社に対する譲渡の注文を出すことができない取扱いとなります。</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等の譲渡に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。</p> <p>(特定管理株式等の譲渡または払出しに関する通知等)</p> <p>第5条 特定管理口座において特定管理株式等の全部または一部の譲渡または払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等の取得価額その他の一定の事項を通知いたします。</p> <p>2 特定管理口座において管理される特定管理株式等を発行する内国法人が合併、株式交換、株式併合・分割その他特定管理株式等の取得価額の調整を要する行為をなした可能性があるにもかかわらず、当社が当該行為の事実の内容を適正に把握できない場合、特定管理株式等となった日から相当の期間が経過したため、当社の特定管理口座における取得価額の適正な管理が困難となった場合など当該特定管理株式等の特定管理口座における管理が適切でないときと当社が判断するときは、あらかじめお客様に通知のうえ、当該特定管理株式等の全部を特定管理口座から払い出す場合がございます。</p> <p>(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</p> <p>第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等を発行する内国法人について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額その他の事項を記載した確認書類をお客様に交付いたします。</p> <p>(特定管理口座の廃止)</p> <p>第8条 (省 略) ①～③ (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、関係法令および当社の特定口座約款の規定により、お客様の特定口座(課税未成年口座である特定口座を除きます。)が廃止される場合には、お客様の特定管理口座も同時に廃止されるものといたします。</p> <p>3 前各項の規定により、お客様の特定管理口座が廃止される場合には、その時点で当該特定管理口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている特定管理株式等はすべて払い出されるものとします。この場合、お客様は、払い出された特定管理株式等については、租税特別措置法第37条の11の2の規定による税制の特例の適用を受けられなくなります。</p> <p style="text-align: right;">平成28年1月1日改定</p>	<p>理株式の売委託の注文または当社に対する譲渡の注文を出すことができない取扱いとなります。</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式の譲渡に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払い出すことといたします。</p> <p>(特定管理株式の譲渡または払出しに関する通知等)</p> <p>第5条 特定管理口座において特定管理株式の全部または一部の譲渡または払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式の取得価額その他の一定の事項を通知いたします。</p> <p>2 特定管理口座において管理される特定管理株式を発行する内国法人が合併、株式交換、株式併合・分割その他特定管理株式の取得価額の調整を要する行為をなした可能性があるにもかかわらず、当社が当該行為の事実の内容を適正に把握できない場合、特定管理株式となった日から相当の期間が経過したため、当社の特定管理口座における取得価額の適正な管理が困難となった場合など当該特定管理株式の特定管理口座における管理が適切でないときと当社が判断するときは、あらかじめお客様に通知のうえ、当該特定管理株式の全部を特定管理口座から払い出す場合がございます。</p> <p>(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</p> <p>第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額その他の事項を記載した確認書類をお客様に交付いたします。</p> <p>(特定管理口座の廃止)</p> <p>第8条 (省 略) ①～③ (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、関係法令および当社の特定口座約款の規定により、お客様の特定口座が廃止される場合には、お客様の特定管理口座も同時に廃止されるものといたします。</p> <p>3 前各項の規定により、お客様の特定管理口座が廃止される場合には、その時点で当該特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式はすべて払い出されるものとします。この場合、お客様は、払い出された特定管理株式については、<u>租税特別措置法第37条の10の2</u>の規定による税制の特例の適用を受けられなくなります。</p> <p style="text-align: right;">平成23年4月1日改定</p>
<b>非課税上場株式等管理に関する約款</b>	
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って非課税上場株式等管理契約をお客様と締結いたします。</p> <p>2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥ 上場株式等 <u>租税特別措置法第37条の14第1項各号</u>に規定する株式等をいいます。</p> <p>⑦～⑨ (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため</p>	<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14第1項から第5項に規定する非課税口座内の少額上場株式等に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って非課税上場株式等管理契約をお客様と締結いたします。</p> <p>2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥ 上場株式等 <u>租税特別措置法第37条の11の3第2項</u>に規定する株式等をいいます。</p> <p>⑦～⑨ (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>には、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を、当社が定める期間に提出していただきます。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年または非課税管理勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。</p> <p>2 お客様は、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等を提出される際に、当社に対し、住民票の写し、<u>個人番号カード</u>その他一定の書類を提示し、<u>ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号</u>につき確認を受けていただくことになります。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>6 租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税は、当社が支払の取扱者となる上場株式等の配当等に限って適用されます。このため、振替法に基づく振替制度において取り扱われる国内金融商品取引所上場の振替株式等(上場株式、上場ETF、上場REITおよび上場JDRを含みます。)に係る配当金および分配金の場合には、<u>お客様がその受領方法として「株式数比例配分方式」を選択されるときに限り非課税となります。</u></p> <p>7～9 (省 略)</p>	<p>には、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等並びに「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を、非課税の適用を受けようとする最初の年ごとに当社が定める期間に提出していただきます。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年又は非課税管理勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。</p> <p>(新 設)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税は、当社が支払の取扱者となる上場株式等の配当等に限って適用されます。このため、振替法に基づく振替制度において取り扱われる国内金融商品取引所上場の振替株式等に係る配当等の場合には、その受領方法として「<u>株式数等比例配分方式</u>」を選択されるときに限り非課税となります。</p> <p>6～8 (省 略)</p>
<p>(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限り。す。の)のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第2条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの</p> <p>イ受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。す。の)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>口 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>2 ①～③ (省 略)</p>	<p>(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限り。す。の)のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第2条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が100万円を超えないもの</p> <p>イ受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。す。の)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>口 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>2 ①～③ (省 略)</p>
<p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第6条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨および当該注文が成立した場合の取得対価の額(以下、「注文時取得対価額」といいます。)の明示を行っていただく必要があります。なお、受入期間内に既に受け入れた上場株式等の取得対価の額(当社が既に受注し未成立の注文に係る注文時取得対価額を含みます。)と新たな注文時取得対価額の合計額が120万円を超えている場合は、当該新たな注文時取得対</p>	<p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第6条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨および当該注文が成立した場合の取得対価の額(以下、「注文時取得対価額」といいます。)の明示を行っていただく必要があります。なお、受入期間内に既に受け入れた上場株式等の取得対価の額(当社が既に受注し未成立の注文に係る注文時取得対価額を含みます。)と新たな注文時取得対価額の合計額が100万円を超えている場合は、当該新たな注文時取得対</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>価額に係る取引を非課税口座で行うことはできません。その場合およびお客様から非課税口座への受入れである旨の明示のお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)</p>	<p>価額に係る取引を非課税口座で行うことはできません。その場合およびお客様から非課税口座への受入れである旨の明示のお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)</p>
<p>2 (省 略)</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第7条 非課税口座内上場株式等の譲渡は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ 租税特別措置法第37条の10第3項第3号(資本剰余金配当等)または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号(公募株式投資信託の解約・償還等)に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第7条 非課税口座内上場株式等の譲渡は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ 租税特別措置法第37条の10第3項第3号(資本剰余金配当等)または第4項第1号もしくは第2号(公募株式投資信託の解約・償還等)に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法</p>
<p>(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第8条 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第8条 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。</p> <p>① 第5条第1項第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② (省略)</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。</p> <p>① 第5条第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② (省略)</p>
<p>(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)</p> <p>第10条 当社は、第5条第1項第1号口または第9条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項の定めるところにより、当社が定める時までに、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出していただきます。</p>	<p>(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)</p> <p>第10条 当社は、第5条第1号口または第9条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項の定めるところにより、当社が定める時までに、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出していただきます。</p>
<p>(契約の解除)</p> <p>第13条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④～⑥ (省 略)</p> <p>2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにはご留意ください。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第13条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④～⑥ (省 略)</p> <p>2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受贈者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにはご留意ください。</p>
<p>(届出事項の変更)</p> <p>第14条 第3条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客様のご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお</u></p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第14条 第3条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後に、お客様のご氏名、ご住所など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」の記載事項に変更があったときは、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出</u></p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>お客様は、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当社に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、確認を受けていただくこととなります。</p> <p>附則 (改定後の本約款の規定の適用) 第1条 平成28年1月1日付け改定による変更後の規定は、同日から適用されます。なお、非課税口座での取引に関しては、同日以後の受渡しが行われるものから適用されます。</p> <p>2 この約款第3条第1項の規定に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等に係る手続が平成27年12月31日前に開始され、平成28年1月1日以後に当該手続が完了する場合には、同日前であっても、変更後の第3条第1項および第2項の規定が適用されるときがあります。</p> <p style="text-align: right;">平成28年1月1日改定</p>	<p>書」を当社に提出していただきます。その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、その他一定の書類を提示し、確認を受けていただくものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">平成27年1月1日改定</p>
電子交付サービス取扱規程	
<p>第5条 本サービスにおける取扱い (1)～(4) (省 略) (5) 第2条第1項(1)に掲げる対象書面のうち、電子交付により提供される特定口座年間取引報告書および上場株式配当等の支払通知書には、お客様から告知を受けた個人番号は掲載されません。確定申告にご利用いただける個人番号が記載されたこれらの報告書および通知書は、別途、紙媒体によりお送りいたします。</p> <p style="text-align: right;">平成28年1月1日改定</p>	<p>第5条 本サービスにおける取扱い (1)～(4) (省 略) (新 設)</p> <p style="text-align: right;">平成25年1月1日改定</p>

以上

### 新規に発行される日本国債を発行日前に売買取引される場合にご留意いただく事項(平成27年10月新設)

お客様が、新規に発行される国債をその発行日前に売買取引される場合には、以下の点について十分ご理解のうえお取引されるようお願いいたします。

- 国債の発行日前取引の内容とその条件について国債の発行日前取引は、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを条件として発行日前に約定を行い、当該国債の発行日以後に、約定内容に基づき国債の受渡しを行う売買取引です(注1)。
- 国債の発行が中止または延期された場合の約定の取扱いについて
  - 国債の発行が中止された場合は、当該国債が存在せず受渡しを行うことができないため、発行日前取引約定は取消しとなります。
  - 国債の発行が延期された場合は、金利商品である国債の運用期間が変化するという重要な契約内容の変更に該当するため、発行日前取引の約定は取消しとなります。
- 国債の入札(注2)が中止または延期された場合の約定の取扱いについて(入札前に売買する場合)
  - 国債の入札の中止が発表され、かつ、当初発行予定日に発行が行われない旨の発表が行われた場合は発行日前取引の約定は取消しとなります。
  - 国債の入札の延期が発表され、かつ、当初発行予定日の1営業日前までに入札が実施されなかった場合は、当初発行予定日の確実な発行払込みが困難となるため、発行日前取引の約定は取消しとなります。

(注1) 国債の発行日前取引の詳細な市場慣行は、日本証券業協会が公表している「国債の発行日前取引に関するガイドライン」をご参照下さい。  
(<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/wi/index.html>)

(注2) 「国債の入札」とは、財務省が提示した発行条件(発行予定額、表面利率等)に対して、入札参加者(証券会社や金融機関)が落札希望価格(または利回り)と落札希望額を入札し、価格の高いもの(または利回りの低いもの)から順に予定額に達するまでの額が落札される発行方式をいいます。